

「まちづくり市長出前講座」開催要領

(趣旨)

第1条 市は「今住む人が幸せに暮らし、若者や子どもたちが住み続ける地域づくり」を実現するため、市民に施策の内容等を市長が直接説明し、市民と市長との対話を通じ、これからのまちづくりに関する意見及び提言を聴くことにより、市政への理解を深め、市民との協働によるまちづくりを推進するため、「まちづくり市長出前講座」(以下「出前講座」という。)を開催するものとする。

(開催)

第2条 出前講座は、地区コミュニティ組織又は市内を活動拠点とする各種団体(政治団体及び宗教団体を除く。以下同じ。)若しくはグループ(以下「団体」という。)からの申し込みにより開催するものとする。

2 1日当たりの講座数は、1講座とする。

3 出前講座の開催回数は、一の団体につき年2回以内とする。

(開催日及び時間)

第3条 開催日及び時間は、団体の希望する日の午前10時から午後9時までの間における2時間以内とする。ただし、12月28日から翌年1月4日までの日を除く。

2 前項の開催日及び時間によることが困難な場合は、団体と市の協議により、開催日及び時間を決定するものとする。

(参加者)

第4条 出前講座に参加できる者は、市内在住・在勤・在学者とする。ただし、各種団体及びグループにあつては、この限りでない。

2 出前講座の参加は、原則として10人以上とする。

3 出前講座の参加者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 単なる要望、苦情等の相談又は特定の個人若しくは団体の権利に関する事項その他これからの市全体若しくは地域のまちづくりの推進に直接関係のない事項は取り上げないこと。

(2) みだりに席を離れ、若しくは不体裁な行為等により出前講座を妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

(市の出席者)

第5条 市の出席者は、市長とする。ただし、市長は、特に必要と認めた場合は、職員を出席させることができる。

(講座内容)

第6条 出前講座の内容は、別に定めるものとする。

(申込み)

第7条 出前講座を希望する団体の代表者は、当該出前講座を希望する日の1月前までにまちづくり市長出前講座申込書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(会場)

第8条 出前講座の開催場所は、団体が匝瑳市の区域内において用意し、指定した場所とする。ただし、団体が指定した場所によりがたいときは、団体の代表者と市が協議し、開催場所を決定するものとする。

(庶務)

第9条 出前講座の庶務は、秘書課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、出前講座の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月23日から施行する。

別記様式

年 月 日

匝瑳市長 あて

団体名

代表者

連絡先

まちづくり市長出前講座申込書

まちづくり市長出前講座の実施を希望したいので、まちづくり市長出前講座開催要領第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

希望講座			
参加予定人数			
希望会場			
希望日時	第1希望	開催日	年 月 日 ()
		時間	時 分 ~ 時 分
	第2希望	開催日	年 月 日 ()
		時間	時 分 ~ 時 分
備考	※希望する講座の中で詳しく聞きたい内容がございましたらご記入ください。		